

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和6年4月17日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300498号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2400002号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和63年9月30日から同年10月1日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

昭和63年9月30日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和63年9月30日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年9月30日から同年10月1日まで

A社における厚生年金保険の資格喪失年月日は、当時の総務担当者が誤って届書に記入したため、昭和63年9月30日となっている。

私は、請求期間においても転勤や職務内容の変更等はなく、編集者として変わらずにA社で勤務していたので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者は、昭和63年9月30日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年10月1日にB共済組合(以下「B共済」という。)における組合員の資格を取得しているところ、雇用保険の加入記録によると、請求者は、昭和62年9月4日から平成10年9月30日までの期間において、継続して同社に係る雇用保険の被保険者となっていることが確認できる。

また、請求期間において、A社の厚生年金保険被保険者となっている同僚3人に照会したところ、全員から回答があり、そのいずれの者も、請求者が当該期間に同社に継続して勤務していた旨回答しており、同社の事業主(以下「事業主」という。)は、請求者は当該期間において勤務していたと思われる旨回答している。

さらに、事業主は、請求者は請求期間においても継続して勤務していたことが伺えることから、当該期間の厚生年金保険料は給与から控除していたと思う旨回答している。

加えて、A社の厚生年金保険の被保険者資格を喪失後にB共済における組合員の資格を取得している同僚の一人は、厚生年金保険から同共済に切り替わった際も、同社に継続して勤務していた旨回答していること、また、同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得したことのある請求者を含む30人の記録を確認したところ、同社の厚生年金保険の被保険者資格を喪失後に同共済における組合員の資格を取得している者は請求者を含めて8人おり、そのうち請求者及び同社を退職後に同共済における組合員の資格を取得した一人を除く6人は、各月の1日付けで被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は請求期間において、A社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社における昭和63年8月の厚生年金保険の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和63年9月について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているが、当該期間について、事業主が資格喪失年月日を同年10月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年9月30日を資格喪失年月日として健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300428号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2400001号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和41年4月1日から昭和42年9月1日まで

大学卒業後、A社に入社し、C課でデザインの仕事をしていた期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。給与明細書等、保険料控除を確認できる資料はないが、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、大学卒業後の昭和41年4月1日にA社に入社し、退職する昭和42年8月31日まで、同社のC課において、デザインの仕事をしていた旨陳述しているところ、オンライン記録によると、同社は、昭和42年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間の一部期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、i) 請求者の請求期間における雇用保険の加入記録は確認できないこと、ii) A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているほか、同社に係る事業所別被保険者名簿において確認できる事業主代理人は既に亡くなっていること、iii) A社に係る閉鎖登記簿謄本(平成16年5月1日にD市からE市へ本店移転後、平成21年3月17日に閉鎖登記)に代表取締役として登記されている元役員及び同社において役員であった29人のうち、連絡先が判明した9人に照会を行ったところ、回答があった7人のうち人事・労務管理の業務を行っていたとする者(以下「人事・労務管理担当者」という。)は、同社に係る資料を保有していない旨回答していること、iv) 上記の元役員及び人事・労務管理担当者は、A社のF事業は変遷を経て現在は、B社に移譲されている旨回答しているところ、同社は、A社に係る資料を保有していない旨回答していることから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者が記憶する元上司及び人事・労務管理担当者が記憶する請求期間当時の経理業務担当者を含む複数の従業員は既に亡くなっている等、照会することができず、請求者の当

該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、人事・労務管理担当者は、i) 請求者が所属していたとするC課は、昭和42年6月に、A社に統合されたG社のF営業部門の一つであり、当該統合時に社員の移籍はあったものの、勤務場所の変更はなかったこと、ii) 請求者が入社したとする時期や請求者が記憶している事業所の周辺状況（隣の建物）及び所属先の名称から、請求期間の当初は、A社ではなく、G社だと思ふ旨陳述していることから、請求者が当該期間においてデザインの仕事をしていたとする事業所は、当該期間の当初、G社であり、当該期間中にA社になったものと推認される。

さらに、G社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社に係る事業所別被保険者名簿において確認できる事業主の連絡先が不明であることから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、G社及びA社の請求期間に係る事業所別被保険者名簿において、請求者の氏名はなく、健康保険証の番号に欠番はない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。